



## 弁護士をもっと身近な存在に

静岡県弁護士会

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80  
TEL054-252-0008 FAX054-252-7522  
ホームページhttp://s-bengoshikai.com/



## 安全保障関連法の廃止等を求めます。



静岡県弁護士会  
ホームページより

平成27年9月19日に成立した安全保障関連法(自衛隊法、武力攻撃事態法、PKO協力法など10法を一括した「平和安全法制整備法」と、国際紛争に対処する他国軍の後方支援を随時可能とする「国際平和支援法」の2つの法)。ニュース等で話題になっていますが、みなさんはどの様なお考えをお持ちでしょうか？

静岡県弁護士会では、この安全保障関連法(以下「本法」といいます。)は憲法9条に違反するので、直ちに廃止または改正すべきであると考えています。

では、どの様な点が憲法9条に反するのでしょうか？大きく二つの問題点があります。

1点目は、本法では、集団的自衛権(自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利)を認めていることです。戦争放棄を定めた憲法9条の下では、日本に対する攻撃の危険がないにもかかわらず他国間の戦争に参加することになる集団的自衛権は認められません。歴代内閣もその様に考えてきました。

よく「今のままでは外国から攻められた時に何も出来ない。」という賛成派の方の意見を耳にしますが、他国から直接攻撃を受けた場合は、集団的自衛権の問題ではなく、個別的自衛権(国家が自国に対する武力攻撃を実力をもって阻止する権利)の問題になります。そして、憲法9条の下でも一定の要件の下で個別的自衛権を行使することは認められると考えられてきました。誤解されている方が多いので、集団的自衛権の問題と個別的自衛権の問題をきちんと区別することが大切です。

2点目は、本法が、自衛隊の海外での活動場所や活動内容を拡大していることです。本法では、「後方支援」と称して、自衛隊が弾薬の提供や戦闘機に対する給油活動を行うことを認めています。しかし、これらの活動はまさに憲法9条が禁止している武力行使と一体化したものであり、切り離して考えられるものではありません。

また、自衛隊が活動出来る場所も拡大されており、自衛隊員が戦闘に巻き込まれる危険性が格段に高まります。

このように本法は憲法9条に違反することが明らかです。ですから、多くの国民、大多数の憲法学者・法律家、元最高裁長官、更には政府の法解釈をつかさどる内閣法制局の元長官さえも反対をしているのです。

しかし政府は、反対を押し切って法案を強行採決し、本法を成立させてしまいました。

憲法は、権力の暴走を防ぐための、権力が守らなければいけないきまりです。政治は憲法に認められた範囲で行う必要があります。これは「立憲主義」という大切な原則です。憲法違反の法案を強行採決することは立憲主義に反するもので、決して認めるべきではありません。

本法は成立してしまいましたが、静岡県弁護士会では引き続き政府与党に対し本法の廃止、改正を求めると同時に、市民の皆様にも本法の問題点について十分理解していただけるように尽力して参ります。

本法の問題点について、更に詳しい解説の動画を静岡県弁護士会のホームページにて配信しています(<http://s-bengoshikai.com/kenpoumondai/>)。是非ご覧ください。

# TPPと私たちの暮らし



10月5日に大筋合意に至ったとされる「TPP」。関税撤廃など経済的な面ばかりが重視されがちですが、実は、私たちの暮らしに深く関わる問題をたくさん含んでいることをご存じでしたか？ TPPの何が問題なのか、知って、考えてみましょう。

## TPPってどんなもの？

TPP (Trans-Pacific Partnership) は日本語では「環太平洋戦略経済連携協定」などと訳されます。太平洋をとりまく国々の間でモノやサービス、投資などが自由に行き来できるようにして大きな経済圏を生み出すことを目的とした協定で、アメリカ、カナダ、オーストラリア、シンガポール、日本など12カ国が交渉に参加しています。

国境を越えたモノや人、お金の移動が自由にできるようにするため、自由な貿易の障壁になる関税を撤廃したり、ややこしい各国の規制や制度を統一したり、紛争が起きたときのためのルールを定めたりしておくのが良いというのがTPPの考え方です。

しかし、どのような商品でも例外なく関税が撤廃されれば、海外の安価な農産物に押されて国内の農業が衰退するおそれが非常に大きく、規制や制度の統一が行われれば、食品の安全などの健康に関わる重要な事項についても日本だけで独自に定めることができなくなるおそれがあります。さらに、TPPは全部で21もの交渉分野にわたる包括的な協定であるため、私たちの社会の仕組みそのものを変えてしまうような大きな影響を及ぼす可能性があるのです。それにもかかわらず、TPP交渉への参加にあたっては秘密保持協定が結ばれているため、私たち国民は交渉の妥結にいたるまで、その全容を知ることができません。

このように、TPPの締結は、メリットよりもデメリットの方がはるかに大きいということが危惧されています。以下では、TPPの問題点の中でも私たちの生活に密接に関連する食の安全や農業への打撃、医療・保険制度への影響という点と、司法制度に大きく関わるISDS条項というものを取り上げて考えてみたいと思います。

## 食への影響

TPPが締結され、日本が輸入している農産物の関税が撤廃されると、安い輸入農産物が国産農産物に置き換わり、政府の試算によれば、現在39%である日本の食料自給率(カロリーベース)が27%にまで下がるとされています。すなわち、カロリーベースで日本の食料の73%を輸入に頼ることになります。農産物の価格が下がることは一見良いことではないかと思われるかもしれませんが、これによ

り、日本の農産物の生産者を始めとする関連産業は、大きく衰退することとなりますし、現在、世界人口は増加の一途を辿っていますので、将来的には、世界的な食料不足が原因で、農産物の価格が高騰することや必要な輸入量が確保できない可能性もあります。このようなことを考えたとき、日本の食料自給率の低下は大きな問題です。

問題はこれだけではありません。TPPにおいては、非関税障壁(関税以外で貿易の障壁となる制度や法令等)の完全撤廃が原則とされているため、これが食の分野にも適用された場合、これまで私たちが享受してきた「食の安全・安心」が大きく脅かされることとなります。たとえば、日本においては、未だ安全性が十分に確認されていない遺伝子組み換え食品の表示義務が課されていますが、TPP締結を主導しているアメリカではこのような表示義務はありません。TPPが締結されることとなった場合、遺伝子組み換えの表示が貿易の障壁とされ、これが撤廃されてしまう可能性があり、私たち消費者は、「食の安全・安心」に関する重要な情報を失ってしまうこととなります。また、日本では、残留農薬基準値や収穫後農薬(ポストハーベスト農薬)について厳しい規制が設けられていますが、TPPが締結された場合、現在の日本の厳格な基準が貿易の障壁とされ、他国の基準にまで緩和されてしまう可能性があり(Q&A参照)、そうすると、日本における「食の安全・安心」が守られない事態となってしまいます。

## 医療・保険制度への影響

現在、日本では、国民全員が、何らかの公的医療保険に加入することが義務付けられる国民皆保険制度が採用されており、必要な医療の多くは保険で提供することができる仕組みになっています。そのため、全ての国民が、いつでも医療機関を受診し、平等に治療を受けることができるのです。

しかし、TPPが締結された場合、外国の民間保険会社や医薬品を高い値段で販売したい製薬会社にとっては、日本の公的医療保険制度自体が非関税障壁となるものです。例えば、TPPが締結され、外国の民間保険会社が日本の市場で利益を得たいと考えても、現在のように公的医療保険制度が存在している以上、日本の市場に大きく割り込むこと

はできません。外国の保険会社にとっては、公的医療保険制度自体が自由な貿易を妨げる存在なのです。したがって、TPPが締結された場合、外国から現在の公的医療保険制度を変更して、市場を解放するよう求められる可能性があります。

また、外国の保険会社や製薬会社が、日本の医療に参入し、病院が営利を求めようになった場合、保険の範囲外である高額な自由診療を行う病院が増え、最新の医療は全額自己負担となり、お金の無い人は必要最低限の治療しか受けることができなくなる可能性があります。また、高額な医療費を払えるかどうかで、病院が、治療する患者を選ぶようになってしまうかもしれません。

そうすると、現在のように、誰もがいつでも平等に治療を受けることができる状況が崩れる可能性があり、制度が撤廃されないまでも、日本での国民皆保険制度が実質的に弱体化するおそれが高いのです。

このような事態が現実には生じた場合、日本国憲法13条が保障する国民の生命・自由及び幸福追求権などの重要な権利が侵害される事態となってしまいます。

## ISDS 条項

ISDS 条項とは、「自由な貿易をするときに、国と投資家（企業）の間で、相手国の政策などによって企業が損失を被ったと判断した場合、企業は国を訴えていいですよ」というルールのことをいいます。実はこの ISDS 条項も、みなさんの生活に大きく影響するものなのです。

企業が、「自由な貿易を邪魔するルールは止めて！」とある国を訴えると、仲裁という手続で、そのルールが自由貿易を邪魔しているか判断します。では、輸入食品の安全を守るため、輸入できる食品のルール（例えば残留農薬の基準）を厳しくした場合はどうでしょう？企業から見ると、輸入が制限されるので「邪魔している！」ということになります。一方、輸入国からすれば安全な食品を輸入したい気持ちは当然のことです。しかし、判断基準はあくまで自由な貿易を「邪魔している！」かどうかだけですから、輸入国は損害賠償義務を負う可能性が高く、結果として食品の安全のためのルールを無くさなければならなくなるでしょう。

このような仲裁を行う仲裁員は、アメリカのビジネスローヤー（会社の法律問題を扱う弁護士）がなることが予定されています。日本の問題であっても日本で仲裁手続をすることは出来ず、アメリカにある世界銀行内で行うことが予定されています。しかも、審理は非公開で、判断には理由も示されず、もし不公平な判断がされてもそれに対する不服申立もできません。仲裁の仕組そのものにも極めて問題があるのです。

そんな仲裁で、「邪魔している！」と判断されてしまうと、どうになってしまうのでしょうか？

NAFTA（北米地域の貿易協定）にも ISDS 条項があります。

これまで、アメリカの様々な企業が、ISDS 条項を使って何度もカナダ政府を訴えました。これによってカナダ政府はアメリカの企業に総額150億円以上も支払うことになってしまいました。日本も負ければ賠償金を払わなければいけません。賠償金の出処は、もちろんみなさんの税金です。

## Q&A



- Q** TPP が締結されれば、自動車などの工業製品の輸出が増加するので、経済成長が期待できるのは？
- A** 実は、政府の統一試算でも、TPP 締結により輸出が2.6兆円増加する一方で、輸入が2.9兆円増加するとされています。TPP で輸出が劇的に増えて経済成長が起こるといえることは考えにくいといえます。
- Q** コメに使用される「クロルピリホス」という農薬がありますが、日本とアメリカでは「クロルピリホス」の残留農薬基準値に何倍の差があるのでしょうか。
- A** 60倍です。日本の基準は、0.1ppm とされていますが、アメリカでは6ppm とされています。TPP が締結された場合、このようなアメリカの基準が日本においても適用されてしまう可能性があります。
- Q** 公的医療保険制度が撤廃されたとしても、民間の保険会社に加入できるのであれば問題ないのでは？
- A** 民間の医療保険が中心のアメリカでは、保険への加入自体が認められない又は経済的に加入が困難な場合も多く、無保険者が多数存在します。また、保険に加入していても、医療の内容や保険適用の可否は、実質上保険会社側が決定するため、十分な治療が受けられないおそれがあります。
- Q** 静岡県弁護士会は、TPP に反対しているのでしょうか？
- A** はい、当会では、平成27年2月3日に、TPP の締結に反対する会長声明を発表しました。食の安全が守られず、また国民皆保険制度が弱体化されるおそれが高く、憲法13条などに対する重大な侵害となる可能性があること、また、ISDS 条項は、国会で成立した法律や、司法裁判所の判決まで覆すものなので、国会を唯一の立法機関と定めた憲法41条や、全て司法権は最高裁判所及び下級裁判所に属するとする憲法76条1項などに実質的に反するおそれがある、などというのがその理由です。
- Q** 大筋合意後は、どのような手続きになっていくのでしょうか？
- A** 今後、詳細の合意、法的レビュー、外国語翻訳、草案の協定文への起草と検認という困難な作業が残っています。その後、各国による署名、各国議会による批准が必要であり、12カ国中で少なくともGDPの85パーセント以上を占める6カ国の承認がないと発効できないこととなっています。

# 各種法律相談のご紹介

2015.10.15現在

## 一般法律相談

静岡県弁護士会所属の弁護士が、交代で、相談を担当しています。

■相談時間 30分間 ■相談料金 5400円  
民事法律扶助制度（資力に乏しい方に対し、法律相談料や、裁判費用や弁護士費用の立替を行なう制度）の利用も可能

### ■相談日時

- 静岡支部 毎週月曜日から金曜日  
午前10時～12時 午後1時～4時
- 浜松支部 毎週月曜日から金曜日  
午前9時45分～12時  
月・水・金曜日 午後1時～5時
- 沼津支部 毎週月曜日から金曜日  
午後1時～3時30分
- 掛川法律相談センター  
※浜松支部にて予約受付  
毎月第3水曜日 午後1時～4時30分
- 下田法律相談センター  
※沼津支部にて予約受付 毎週金曜日 午後1時～4時



## 交通事故相談

交通事故の民事上の法律問題についてアドバイスを致します。

- 相談時間 30分間 ■相談料金 無料
- 相談日時
- 静岡支部 毎週月・水曜日 午後1時30分～4時  
毎週火・木曜日 午前9時30分～12時
  - 浜松支部 毎週火・木曜日 午後1時30分～4時  
(掛川法律相談センター 毎月第1水曜日 時間同上)
  - 沼津支部 毎週月・水・金 午後1時～3時30分  
(三島：第2火、伊東：第3火、下田：第4月 時間同上)

## クレジット・サラ金相談

借金の返済に悩んでいる方を対象とした相談です。  
破産・再生・任意整理（過払い金返還請求を含む）等の借金整理のための手続についてアドバイスを致します。

- 相談時間 30分間 ■相談料金 無料
- 相談日時
- 静岡支部 毎週月・水曜日 午前10時～12時  
毎週火・木曜日 午後1時30分～4時  
毎週金曜日 午前10時～12時  
午後1時30分～4時
  - 浜松支部 毎週月曜日から金曜日  
午前10時～12時 午後1時30分～5時
  - 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し  
原則として担当弁護士事務所で相談実施。

## 労働と生活に関する相談窓口

解雇や賃金未払い等の労働問題（労働者の方からのご相談に限ります）、生活保護及びこれに関連する問題を対象とした相談です。相談申込に応じ、担当弁護士をご紹介いたします。

- 相談料 初回相談料は無料
- 相談日時 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し、原則として担当弁護士事務所で相談実施。

## 高齢者・障害者相談

高齢者・障害者の方々の、財産の管理、介護保険・福祉サービス利用、財産侵害等についての相談です。成年後見、財産管理等についてアドバイスを致します。  
相談申込に応じ、担当弁護士を紹介します。

- 相談時間 60分まで ■相談料 無料
- 相談日時

- 静岡支部 毎週水曜日 午後1時～4時
- 浜松支部 毎週金曜日 午後1時～4時
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し  
原則として担当弁護士事務所で相談実施。

※出張相談(有料)も行なっておりますので、お問い合わせ下さい。

## 犯罪被害者相談

犯罪の被害に遭われた方を対象とした相談です。犯罪被害者支援に精通した弁護士が、犯罪被害に関する全般的な相談（刑事手続参加、加害者対応等）をお受けいたします。

- 相談時間 30分程度 ■相談料 初回相談は無料
- 相談日時
- 静岡支部 毎週木曜日 午前10時～11時30分
  - 浜松支部 ●沼津支部  
相談申込に応じ、担当弁護士と協議し相談日時を決定（場所は原則として担当弁護士事務所）

## 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

静岡県弁護士会では、静岡県弁護士会所属の弁護士が各種のトラブルについて、解決のための公正中立な立場で仲介役を務める『あっせん、仲裁』も行なっております。利用のための手続等の詳細については、静岡県弁護士会発行のリーフレットをご参照下さい。

## 当番弁護士・当番付添人制度のご案内

万が一、あなたやあなたのご家族が逮捕されたとき、逮捕された警察署に弁護士が出向き、無料で一回に限り相談に乗ります。

また、希望があれば、弁護の依頼も受けます(有料)。資力の乏しい方は、刑事被疑者弁護援助制度（資力の乏しい方に対し、弁護士費用等の援助を行なう制度）の利用も可能です。

## 申込方法

- 弁護士会各支部へ電話にて申込
- 電話受付時間  
平日 午前9時～12時、午後1時～5時  
当番弁護士・当番付添人についてのみ、土日・祝日、時間外は、留守番電話による受付をします。



### 静岡支部

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 TEL.054(252)0008

### 浜松支部

〒430-0929 浜松市中央区中央1-9-1 TEL.053(455)3009

### 沼津支部

〒410-0832 沼津市御幸町21-1 TEL.055(931)1848